

1 押印の省略について

消防法令の規定に基づき各消防本部等に対し提出することとされている申請書、届出書等（以下「申請書等」という。）のうち、消防法令の定める様式において押印を求めるものについては、臨時的措置として、押印がされていない場合であっても、受け付けることができます。

この場合において、申請書等の真正性を確認する必要があると認められるときは、電話等で問い合わせをすることがあります。

2 電子メール等の活用について

申請書等については、可能な限り電子メール、電子申請等により受け付けることとし、電子メール等によることが困難な図面等については郵送等をご活用下さい。

不明な点がありましたら消防本部予防課（0984-23-5537）までお問い合わせください。